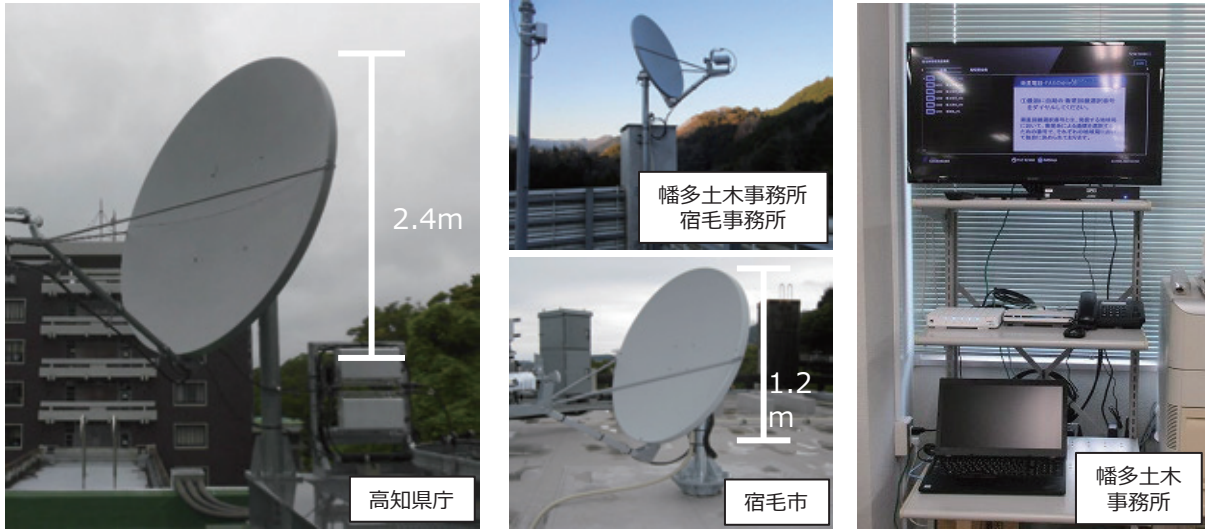


大規模災害時にも衛星通信によって連絡体制を維持する (高知県)

事業者：消防庁、高知県

I-1 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

モデル事業において整備した衛星通信機器



✓ 従来より高性能かつ安価であるほか、機器の大幅な小型化も実現。



対策名：No.69 自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策

事業名：次世代の衛星通信システムの構築に係るモデル事業

- ポイント**
 - 全国の市町村・消防本部に衛星通信を用いた非常用通信手段の配備を推進
 - 地上系の通信網が途絶した際にも、衛星通信を用いて連絡体制を維持

地域の概要・課題

平成30年北海道胆振東部地震等において、地上の電話網が途絶し、唯一残された衛星通信回線を用いて被害情報の把握を行った市町村が複数ありました。

全国の都道府県・市町村・消防本部を対象に非常用通信手段の整備状況を確認したところ、衛星通信を用いた非常用通信手段が確保されていない市町村・消防本部が全国に数多く存在することが分かりました。

事業の概要

消防庁において、従来よりも高性能で安価な次世代の衛星通信システムを構築するモデル事業を、高知県において実施しました。

高知県庁、県土木事務所、全市町村、全消防本部において、衛星通信機器の設置を令和2年6月までに完了しました。

〔同様の対策の効果事例〕

令和元年台風第15号の被害を受けた千葉県では、全市町村に地域衛星通信ネットワークの設備が配備されていました。

そのため、停電等により地上系の通信網が途絶する中、衛星通信設備を用いて県庁や市町村の間で連絡を取り合うことができました。

I-2 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

I-3 避難行動に必要な情報等の確保